

# 電機ユニオンが、NEC真空硝子と雇用延長協定で第6回目の団体交渉！

電機ユニオンは10月28日、組合員であるNEC真空硝子の鈴木喜美子さんの雇用延長問題でNEC真空硝子と第6回目の団体交渉を行いました。

今回の交渉は、電機ユニオンが提出した雇用延長制度案に対する会社回答をもとに行われました。

## 労働者の要求に応えた協定を

会社側は、「電機ユニオン案では協定を結ぶことが出来ない」として、その理由を次のように述べました。

会社が電機連合加盟のNEC真空硝子労組と結んでいる現在の雇用延長協定は、内容でも手続きでも適法なものであること、また、昨年春闘時には見直し修正もしていること、電機ユニオン案には会社としてメリットがないことなどを挙げました。

これに対して電機ユニオンは、「ユニオンが要求し問題にしているのは、現行制度が違法かどうかではなく、鈴木さんはじめ希望者の誰もが雇用延長し、60歳まで賃金カットがないなど労働者の要求に応えた協定の締結である」として、「なぜ希望者全員の雇用延長制度に出来ないのか」と、再度たずねました。

## 会社は、従業員を大切にしているかを問われている

この質問に対して会社は、業績の悪化、仕事量の減少、視力の衰えなどで高齢者の仕事が限られると、述べました。

電機ユニオンは、「60歳以降急激に能力が低下するものではない、すべての人が加齢するものであり、それに対して会社がどのような対応をするのか、業績はいい時も悪い時もあるが、その時どうやって雇用を守るかが注目されている。CSR（企業の社会的責任）が社会的に問題になっているし、会社への信頼感も重要だ」と協定締結を求めました。

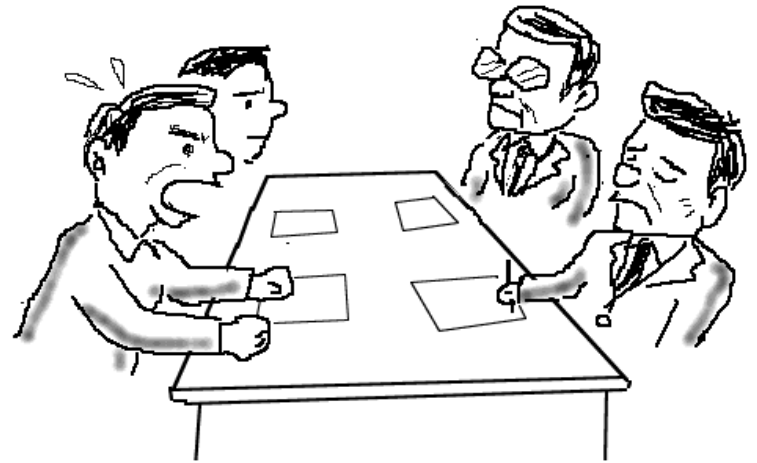
最後に電機ユニオンは、「鈴木喜美子さんの件は駅前や社前で繰り返し宣伝し、多くの従業員や市民から関心や期待が集まっている。現在では鈴木さん個人の問題にとどまらず、会社が従業員を大切にしているのかが問われる問題に発展しており、あいまいな決着は許されない。会社はよく検討し要求に応えてもらいたい、次回そうした回答がなければユニオンとしても新たな提案・対応をする」と述べ交渉を終わりました。

次回の団体交渉で、会社が誠実な回答をしめすよう、職場内外からの監視と注目を強めていきましょう。

## 電機ユニオンが提出した雇用延長制度導入に関する労使協定案骨子

1. 対象者は雇用延長を希望する者。
2. 希望者は60歳になる半年前に申し出る、会社は定年までの間の賃金カットはしない。
3. 60歳からの賃金は60歳時点での基準内賃金とする。  
(公的年金支給分は減額する)

## 鈴木さんの雇用延長を認めよ



NEC & 関連労働者ネットワーク 2009年11月

# ELICNEC

(連絡先) 田町: 山崎 栄一 042-729-8084

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田 武廣 042-364-6885

ELIC NEC URL : <http://www.elicnec.com/>

# 政権は変わった。職場も変えよう！ 人間らしく働ける労働のルールに！

先月26日、第173臨時国会が始まりました。国民が自公政権に退場の審判を下し、民主党中心の政権がつくられた最初の国会です。鳩山首相は所信表明演説で、「『今こそ日本の歴史を変える』との意気込みで、国政の変革に取り組む」と決意を表明し、「命と生活を守る政治」などを柱とする政治姿勢を述べました。

新しい政権、国会で、私たち働く者や国民を苦しめてきた悪法を撤廃・改正し、願いや要求を実現する法律を新たにつくる可能性が高まっています。

## 安心して働ける職場に！

これまでの自公政権は、財界や大企業の意向にそう政治を行い、「大企業が栄えれば、国が栄える」の施策で、賃金、雇用、労働時間などの労働法制の規制緩和を進め、労働者を安く、長時間働かせ、不必要になれば解雇できるシステムをつくってきました。

これからは、安易な人減らしリストラへの規制を強化し、安心して働ける職場に。長時間労働、サービス残業や違法労働などの無法を無くしていきましょう。

## 雇用は正社員が当たり前の社会に！

昨年末、日比谷公園に年越し派遣村が出現し、「派遣切り」が大きな社会問題になりました。今年は、すでに各地域の街頭労働相談に失業者が次々に訪れ、ハローワークには突然解雇された沢山の人たちが詰めかけています。

このような深刻な雇用状況を打開するためには、失業者をホームレスにしないなどの緊急の対策とともに、大企業の身勝手な「非正規切り」を止めさせること、そして労働者派遣法を抜本的に改正することが切実に求められています。正規雇用労働者も非正規雇用労働者も力を合わせ、働く者の生活と権利を向上させ、人間らしく働ける社会を実現していきましょう。

## 労働者派遣法の抜本的改正を

派遣労働はもともと、臨時的・一時的な専門業務に限定され、製造現場への派遣は禁止されてきました。ところが1999年に派遣労働が原則自由化され、2003年に製造業まで解禁されました。

これが、現在の「派遣切り」を横行させ、深刻な雇用破壊を生み出す原因になっているのです。

これを正すには、労働者派遣法を

- ・最も不安定雇用となる登録型派遣の原則禁止
- ・製造業への派遣の禁止
- ・違法行為があった場合には派遣先企業に直接雇用義務を課す「みなし雇用」の導入
- ・正社員との均等待遇

など、抜本的に改正することが必要です。

来年の通常国会に改正法案が提出される状況となっています。

**NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください。**

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかいを知りたい方は、  
下の **ELICNEC** ホームページにいますぐアクセス！  
<http://www.elicnec.com/>

アクセス  
29万件

**一人で悩まず、まずは相談を！電機ユニオンに入り、解決した事例が沢山生まれています。**

雇用問題・リストラなどで困ったときは  
一人でも入れる **電機ユニオン** へお気軽にご相談を  
Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール [info@denki-union.org](mailto:info@denki-union.org)  
<http://denki-union.org/>